

名古屋市中小企業振興会館及び吹上駐車場自動販売機設置仕様書

1. 概要

- (1) 販売品種は清涼飲料水(缶及びペットボトル飲料水)10種類以上とし、品目については事前に公益財団法人名古屋産業振興公社(以下「公社」という。)中小企業振興会館営業課(以下「営業課」という。)の承認を受けること。
- (2) 販売価格については事前に営業課の承認を受けること。
- (3) 設置場所については別紙「自動販売機設置概略図」に記載のとおりとする。

2. 自動販売機

- (1) 振興会館4階の自動販売機外形寸法は、幅 900mm×奥行 550mm×高さ 1850mm 以下とする。
- (2) 地下駐車場の自動販売機外形寸法は、幅 1000mm×奥行 800mm×高さ 1850mm 以下とする。
- (3) 自動販売機はピークシフト自販機とする。
- (4) 自動販売機の機種については事前に営業課の承認を受けること。
- (5) 地下駐車場に設置する自動販売機は、企業ロゴ等の記載がなく、淡色系の色調とする。
- (6) 自動販売機の色調については事前に営業課の承認を受けること。
- (7) 自動販売機設置に係る経費については、設置者の負担とする。
- (8) 自動販売機設置に係る光熱費及び行政財産使用料は、公社が負担するものとする。
- (9) 自動販売機設置の際は、地震等による転倒防止装置を講ずること。
- (10) 自動販売機設置日及び稼働開始日については、営業課と協議すること。

3. 対応

- (1) 商品の補充、つり銭の補充については、設置者で対応すること。
- (2) 故障、商品の補充、つり銭の補充等については、土日祝日を含め速やかに対応すること。
- (3) 業者間で調整し、空き缶等を入れる分別収集可能なゴミ箱及びゴミ袋を設置者負担で設置すること。設置場所については営業課と協議のうえ設置すること。
- (4) 定期的に自動販売機周辺の清掃及び空き缶等の回収を実施すること。
- (5) 飲料の衛生管理には十分に配慮すること。

4. 売上管理

- (1) 毎月末に売上を精算し、販売品目(商品)ごとの販売数量及び売上総額を記載した書面を翌月の 10 日までに公社総務部経理課へ提出すること。
- (2) 売上に係る手数料は、精算した月の翌月末までに公社指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。なお、振込手数料は設置者の負担とする。

5. 契約期間

- (1) 契約期間は平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、本仕様書及び契約書条項等に反していない場合で、公社が契約継続に支障がないと認めた場合等については、協議のうえ契約を更新できるものとする。
- (2) 契約解除に伴う自動販売機撤去費用については、設置者の負担とする。